群馬県における鳥獣被害対策支援センターの取り組み

【地域の概要】

群馬県(以下、本県)は、本州のほぼ中央に位置し、福島県、新潟県、長野県、埼玉県、栃木県に隣接し、土地の約3分の2が丘陵山岳地の内陸県である(図1)。総面積は6363m²(全国21位)で関東地方では第2位の広さを持ち、南東部の関東平野に連なる標高10mの平地から北部上越県境の2000mを越える山岳地域まで起伏の多い複雑な地形がみられる。標高別には、100m以下の土地は県全体の10%、500m以上の山地は約70%を占めている。県土面積のうち森林が約42万4000ha(うち民有林が22万7000ha)、67%を占めており、森林率は全国平均とほぼ同じである。そのうち人工林は43%(民有林:49%、国有林:37%)である。また、県内には、「尾瀬」「日光」「上信越高原」の3つの国立公園があり、豊かな生物多様性が維持されている。

図1 群馬県の概略

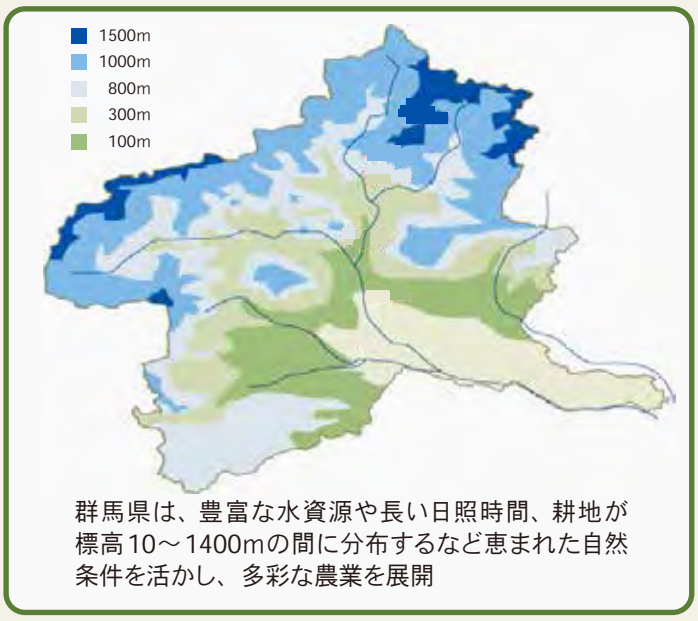

図2 群馬県の地形

気候は、大まかには太平洋岸気候区に分類されるが、本県の位置、地形、標高から県内各地域の気候にはさまざまな違いがある。

人口は、約200万1000人(2010年(平成22年)、国勢調査)、農業就業人口は、5万7117人(2010年(平成22年)、農林業センサス)である。

本県農業の特徴は耕地が標高10mから1400mの間に分布し、首都圏に位置するなど有利な立地条件や豊富な水資源を活かし、野菜や畜産の生産が盛んである(図2)。農業産出額の上位品目は豚、生乳、キャベツ、米、キュウリ、鶏卵、肉用牛、コンニャクイモ、ホウレンソウ、トマトの順である。中でもコンニャクイモ、キャベツ、キュウリ、ホウレンソウ、生乳は全国でも上位品目に挙げられる(2010年(平成22年))。

販売農家数は3万1914戸(2010年(平成22年))で減少しているものの、専業農家戸数は、一定の水準を保っているが、農業者の平均年齢は65.9歳、65歳以上の農業者は全体の53.8%になる(図3)。また、耕地面積は7万3600ha(田:2万7200ha、畑:4万5400ha)であるが、年間約500haのペースで減少しているため、耕作放棄地は拡大し、耕作放棄地率は22.3%に達している(2010年(平成22年))(図4)。特に中山間地域では深刻な状況にある。

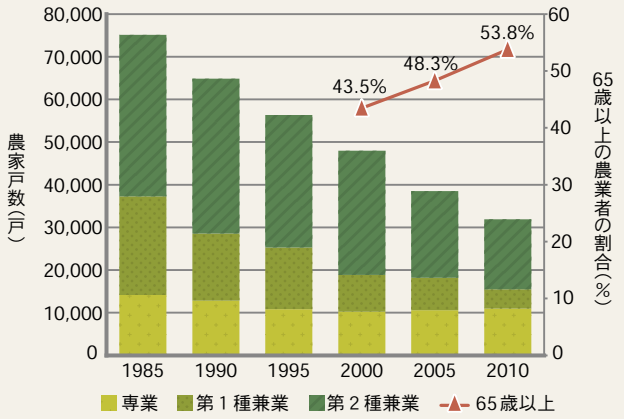

図３　農家戸数の推移

出典：農林業センサス「専兼業別農家数（販売農家）」、「年齢別農業経営者数（販売農家）」

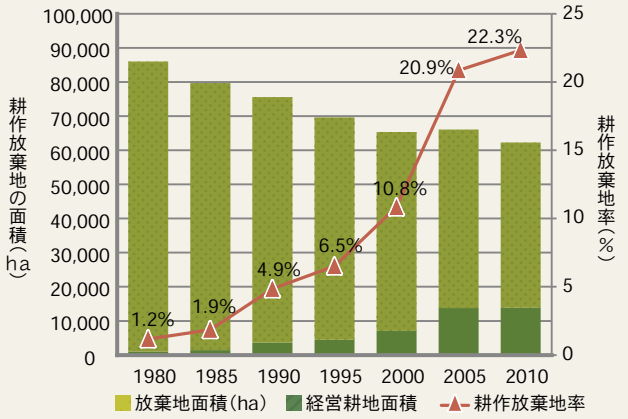

図４　耕作放棄地面積の推移

※耕作放棄地率＝耕作放棄地面積／（経営耕地面積＋耕作放棄地面積）により算出
出典：農林業センサス「耕作放棄地面積」

【被害の現状】

野生動物による2014年度（平成26年度）の農林業被害は、被害額が8億3849万円（前年比85%）、被害面積は438ha（前年比79%）と報告されており、このうち農業被害は被害額4億2405万円（前年比109%）、被害面積267ha（前年比89%）、林業（民有林）被害は被害額4億1444万円（前年比69%）、被害面積171ha（前年比67%）であった。県内35市町村のうち32市町村から報告されている。

被害額を主な獣種別でみると、ニホンカモシカ（以下、カモシカ）が最も多く、2億8455万円、全体の34%を占め、次いでニホンジカ（以下、シカ）が2億3130万円、28%、ツキノワグマ（以下、クマ）1億2958万円、15%、イノシシ1億2635万円、ニホンザル（以下、サル）2655万円、3%であった。

さらに農、林業に分けた主な獣種の被害額は、農業はカモシカによる被害額が最も多く、次にイノシシであり、以下シカ、サル、クマの順である。カモシカによる農業被害は本県の主要な生産品目であるキャベツ、レタス等高原野菜の大規模産地で発生しており、本県農業に与える影響は大きい。林業ではシカによるものが最も多く、カモシカ、クマがそれに次ぐ（図5）。

近年では、特にシカによる牧草被害や尾瀬などの国立公園内などでの生態系被害が深刻化してきている。また、住宅地周辺でのイノシシの出没もが目立ってきており、今後、人身被害が懸念されている。あわせて、カワウによる内水面漁業への被害も甚大である。

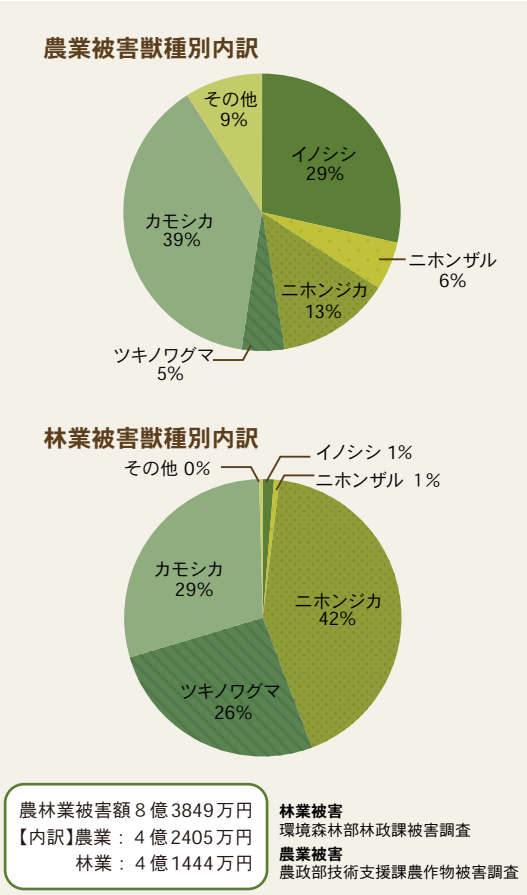

図５　2014年度農林業被害額

１．被害の推移

最近10年間の農林業被害額は2006年度（平成18年度）以降、8億円を下回ることなく推移している。農業被害は4～5億円台、林業被害が3～7億円台である。

一方、被害面積では、2007年度（平成19年度）までは鳥害がその多くを占めていたが、2008年度（平成20年度）以降は激減して約1000haに抑えられている。2011年度（平成23年度）からは農業被害が減少傾向を示しており、被害対

策の一定の成果が現れてきたと考えられている(図6)。

一方、被害の分布は2014年度(平成26年度)と2004年度(平成16年度)の市町村別被害額の比較からみると、県内ほぼ全域に広がっている。同様に、獣種ごとにみると、シカによる被害は県東部が中心であったものが県南西部から北部にも広がってきたことがわかる。特に、農業被害でその傾向が強い。イノシシによる被害は逆に県西部から北部にかかる中山間地域で多く発生していたが、近年は県中部、東部の平野部住宅地周辺まで広がった。また、カモシカ、クマ、サルによる被害は県北部中山間地域に多く見られたが県中部、南東部の平野部住宅地周辺を除く県域に広がりつつある(図7)。

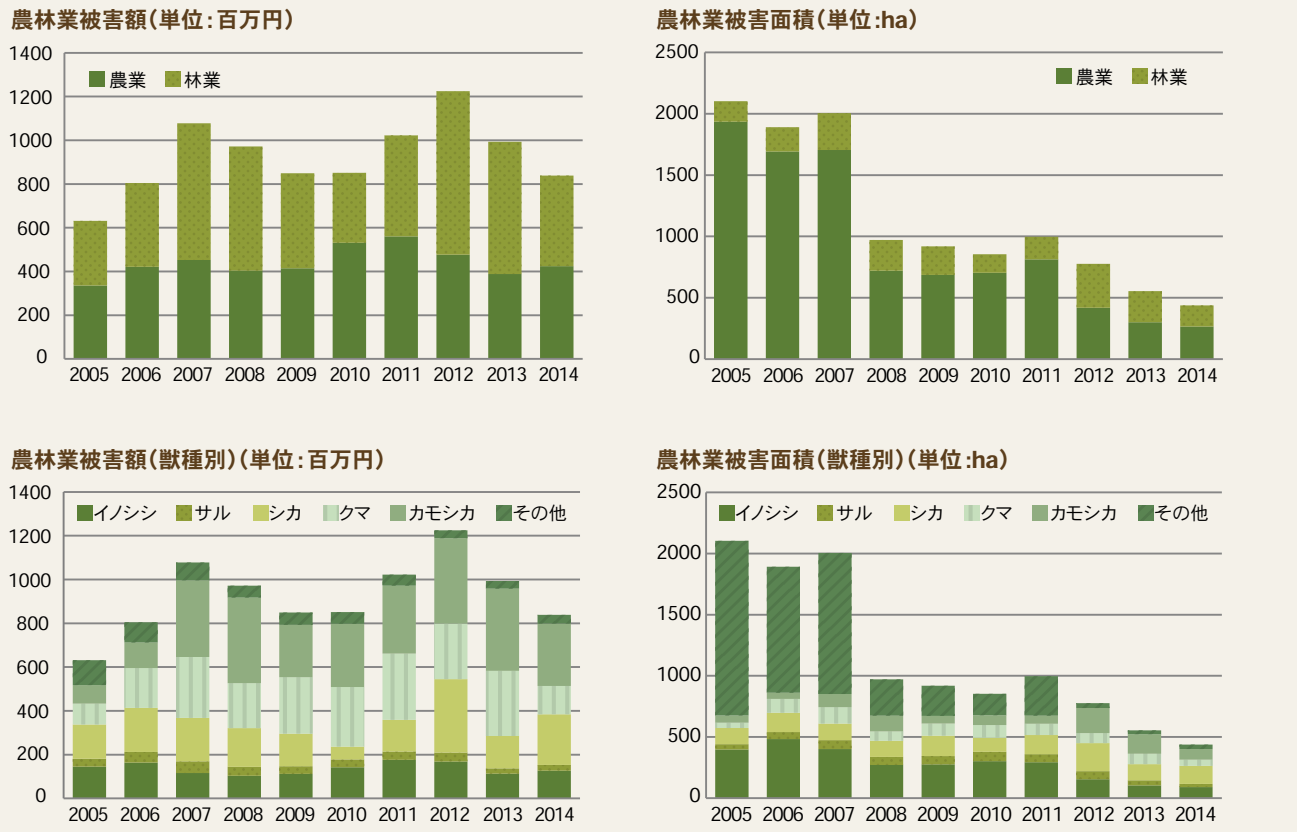

林業被害:環境森林部林政課被害調査(被害面積は実損面積)　農業被害:農政部技術支援課農作物被害調査

図6　農林業被害の推移(2005 ～ 2014年度(平成17 ～ 26年度))

農林業被害の発生状況（全獣種）

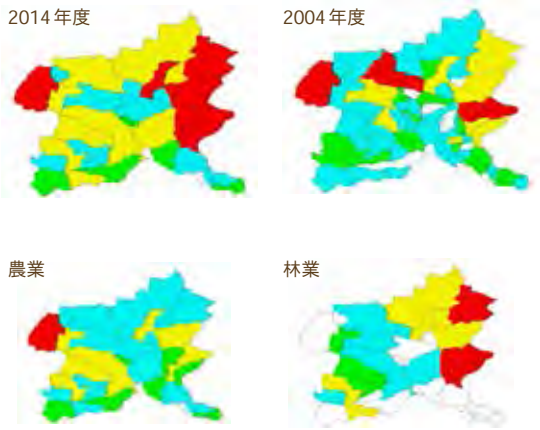

農林業被害の発生状況（ニホンジカ）

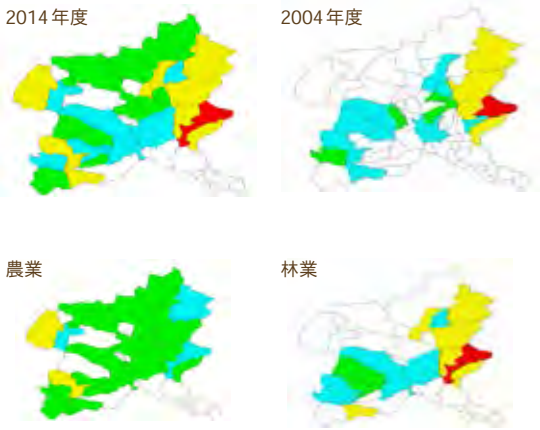

農林業被害の発生状況（イノシシ）

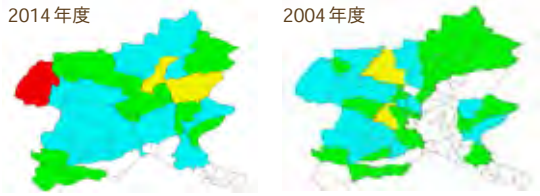

イノシシによる林業被害は軽微であるため、農業・林業別被害額は掲載していない

農林業被害の発生状況（カモシカ）

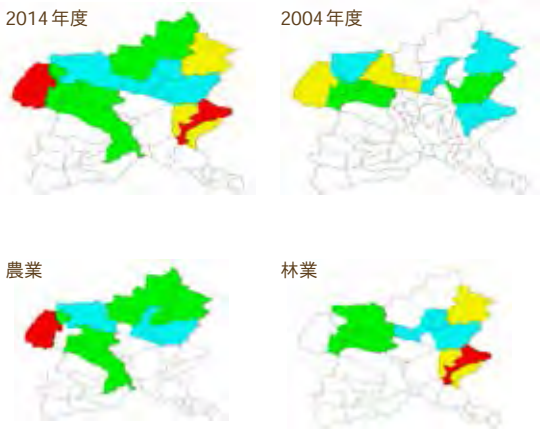

農林業被害の発生状況（ツキノワグマ）

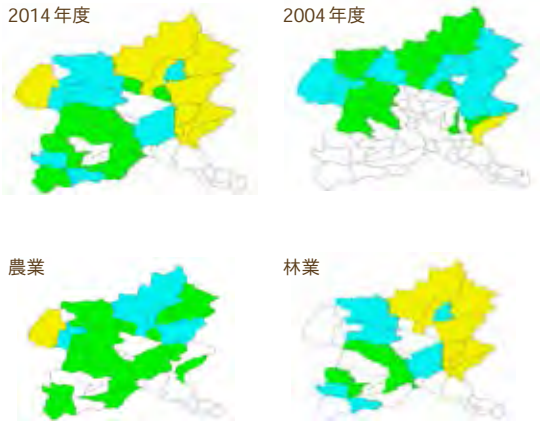

農林業被害の発生状況（ニホンザル）

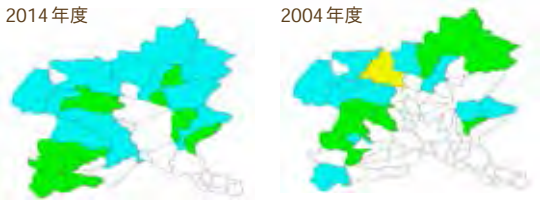

ニホンザルによる林業被害は軽微であるため、農業、林業別被害額は掲載していない

凡例
- 被害報告なし
- 100万円未満
- 100万円以上　1000万円未満
- 1000万円以上　5000万円未満
- 5000万円以上

林業被害額：環境森林部林政課被害調査
農業被害額：農政部技術支援課農作物被害調査

図7　農林業被害の発生状況

2．農業被害

2014年度（平成26年度）の農作物被害は県内35市町村のうち32市町村から報告があり、中山間地域から平坦地域へ拡大傾向にある。農業被害額は4億2405万円である。

主な被害の対象は大規模産地におけるキャベツやレタス等の高原野菜、県北部地域の果樹や畜産業を支える飼料作物などである。大規模産地におけるキャベツやレタス等の食害はカモシカ、シカだけでなく、イノシシ、クマによるものも少なくない。リンゴなどの果実や飼料作物のデントコーンなどはサルやクマによる食害が多い。また、単年度の被害額には計上されにくいがシカやクマによる果樹の枝折れは食害以上にダメージが大きい。

近年ではシカによる牧草被害も顕著になってきた。コンニャクイモ生産地ではシカやイノシシの侵入による踏み荒らしや掘り返し等で計画的な栽培作業に支障をきたしている。

3．林業被害

2014年度（平成26年度）の林業（民有林）被害は県内17市町村から報告があり、県北東部の林業地域が多い。被害額は4億1444万円である。

被害はシカ、カモシカによる植え付けしたスギ、ヒノキの苗木や樹皮への食害、樹皮に角をこすり付けて剥皮する「角研ぎ」である。繰り返し受ける食害により成林が困難となっている植林地も発生しており、林業経営や林地保全上、深刻な問題となっている。

県北東部では特にクマによる樹皮剥ぎ、いわゆる「クマハギ」による被害が大きい。クマハギは2005年（平成17年）頃から目立ちはじめ、2007年度（平成19年度）に急増して被害額は2億円台を推移してきたが2014年度（平成26年度）では1億1000万円、前年比37.5%となった。これは被害が集中している林地でクマハギ防除資材の設置等被害対策が進んだ成果と考えられている。

4．漁業被害

海なし県である本県ではカワウによる河川湖沼のアユやマス類、養魚場の飼育魚等の水産資源への食害が大きな問題となっている。内水面漁業の2014年度（平成26年度）被害額は1億7900万円である。また、漁場へのカワウの飛来は遊漁者による漁場としての評価を左右することもあり、遊漁者減少など地域経済へも悪影響を及ぼしかねない。

本県では人とカワウの軋轢解消を目的として2014年（平成26年）に、群馬県カワウ適正管理計画（現在は第二種特定鳥獣管理計画）を策定した。

5．生態系被害

本県には前述のとおり、世界有数の高層湿原を有する「尾瀬国立公園」や高山植物の宝庫となっている「日光国立公園」、「上信越高原国立公園」がある。近年、シカによる希少植物（例えば、シラネアオイ、ニッコウキスゲ）の食害や踏み荒らしが大変深刻となっている。このほか、下層植生の消失や植生の単純化により、森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能の低下が懸念されている。長野県と接している「妙義荒船佐久高原国定公園」や県立公園も同様の状況にある。

また、カワウによる河川生態系への影響もいずれ顕在化すると思われる。

6．生活被害

近年、県中央部や南東部の住宅地において、イノシシの目撃が相次いでいる。河川敷を通じて、生息域を拡大していると考えられているが、地域住民の日常生活への脅威も増加しており、人身や飼い犬の事故も発生している。墓石や畦の損壊など報告記録のない軽微な被害は相当数あるものと推測する。

また、県内にはカワウのコロニーが4か所あり、そのうち3か所については住宅地や運動公園、ゴルフ場と接しているため、繁殖期の悪臭や騒音について地域住民のみならず施設利用者からも苦情が出ている。

【対策の現状】

本県では2014年（平成26年）に群馬県鳥獣被害対策基本方針を定め、対策の基本である「守る」「捕る」「知る」対策を地域住民、市町村、県及び関係機関等の協働により総合的、計画的に実施している。

基本的な考え方は次のとおりである。

○短期目標：野生鳥獣を出没させない・定着させない

- 「鳥獣害に強い集落づくり」の実施
- 農林業における被害軽減のための捕獲強化
- 「守る」「捕る」「知る」対策を地域の実情に応じ総合的、計画的に実施

○長期目標：野生鳥獣と「棲み分け」へ

- 森林整備などの生息環境整備を長期的に実施
- 野生鳥獣の適正な生息密度の実現

《将来像》　野生鳥獣との共存（野生鳥獣被害からの脱却）

以下、「守る」「捕る」対策について示すが、「知る」対策については、人材育成及び日本獣医生命科学大学との連携として別途、後述する。

1．地域ぐるみの「守る」対策

農業被害において「守る」対策を本県では地域ぐるみの被害対策として、2010年度（平成22年度）から「鳥獣害に強い集落づくり支援事業」に取り組んでいる。

2009年（平成21年）6月、本県は日本獣医生命科学大学と「野生動物対策推進に関する包括連携協定」を結んだ（詳細は後述する）。この時を契機に「地域ぐるみ、集落ぐるみの被害対策」という語句をことあるごとに資料や発言の中で多用して、個々それぞれの防除からまとまりのある計画的な防除へと関係者の意識の徹底を図ってきた。集落環境調査・診断、計画策定、対策の実施、見直しという一連の手法は県鳥獣被害対策支援センター（以下、対策支援）が同大学の助言を受けながら県内各地域へ普及し、県地域機関や市町村が地域住民とともに実践してきた。5年間で50地区が実施した。

事業終了後2年を経過した時点で取り組み評価を行っている。2011年度（平成23年度）に実施した10地区の聞き取り調査からは対策に対する被害減少、手法の普及、取り組みの継続等に関して好結果を得ている。主な取り組みは侵入防止柵の設置であったが、その過半数が現在も共同管理継続中である。これら侵入防止柵の多くは、国交付金事業や県単独の補助事業を活用した金網柵や電気柵である。2005年度（平成17年度）からの資料によれば被害報告のあった32市町村のうち22市町村が侵入防止柵を設置し、21市町村が電気柵を、16市町村が金網柵を設置している。特に電気柵は補助事業の充実に加え、適正な設置と管理技術の普及により、その効果が周知されたため2011年度（平成23年度）から急激に設置延長が伸び、被害金額や面積の減少に現れている（図8、図9）。

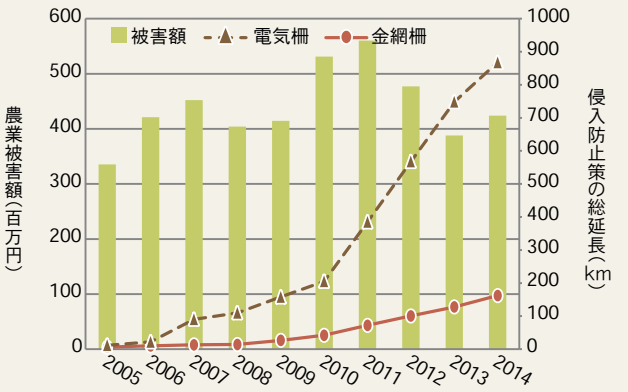

図8　群馬県における侵入防止柵※の設置状況（総延長）と農業被害額の推移

※国庫及び県単事業により設置された侵入防止柵
設置状況及び農業被害額は県農政部技術支援課調査結果より作成

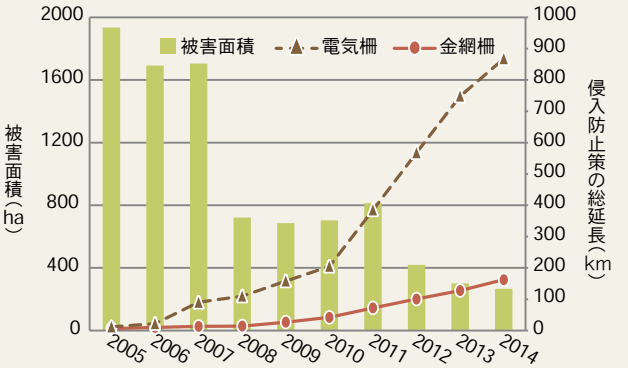

図9　群馬県における侵入防止柵の設置状況（総延長）と被害農地面積の推移

また、集落や田畑と森林との間には環境森林部の補助事業を活用した緩衝帯整備や野生動物の移動やすみかとなってしまった河川敷の藪には県土整備部の事業等の刈払いを行うなど、県組織をあげた取り組みの一端が伺える。

一方、課題として残ったのは、①新興住宅地等で非農家の協力、②高齢化、過疎化による対策意欲や労力不足、③個の対策が多い大規模生産地での対策、④対策格差が大きい集落間の連携等であった。これらを踏まえて、今年度から、これまでの地域ぐるみ対策では対応しにくい地域への支援、新たに被害が発生し始めた地域への支援を強化している。

林業被害対策は、被害が深刻な林分について防護ネットや剥皮防止資材の設置、忌避剤の塗布が中心となって「守る対策」に取り組んでいる。実施主体は森林所有者や森林組合、市町村であり、国交付金や県単独事業を活用している。守るべき林分が広大であるとともに野生動物の生息状況の把握が十分でないために、効率的な防除対策は引き続き試行錯誤の状況にある。野生動物管理を考慮した森林施業や管理のあり方が大きな課題となっているがまだまだ模索段階である。

内水面被害対策としては各地域の漁業協同組合が放流魚の食害を防ぐために河川湖沼での着水防止や追い払いに努めているが、関係者からは「すでに費用や労力の限界状態である」との声があがっている。

また、生物多様性の保全のために、被害の甚大な国立公園や鳥獣保護区では侵入防止柵や剥皮防止資材の設置を進めている。

生活被害に対しては、該当市町村が中心となって個別対応を行っているとともに、周囲環境整備や対策方法に関しては県の関係機関と連携して進めている。

2．「捕る」対策

本県においても野生鳥獣の個体数の増加や生息域の拡大が推察され、特にシカ、イノシシはこの傾向が強い。本県特定鳥獣適正管理計画（第二種鳥獣管理計画）によればシカの県内生息数は1万7000頭（2012年（平成24年）推計中央値）、イノシシ1万頭以上（2010年（平成22年）推定）である。

（1）捕獲数

2014年度（平成26年度）、本県の主な野生動物（シカ、イノシシ、サル、クマ、カモシカ）の捕獲数は計約1万6000頭（前年比163%）。このうち、シカが6650頭（前年比146%、狩猟4296頭、有害捕獲等2354頭）、イノシシは8042頭（前年比174%、狩猟3233頭、有害捕獲等4809頭）である。

シカの捕獲数は2007年度（平成19年度）以前は2000頭を下回っており、そのほとんどを狩猟が担っていた。2007年度（平成19年度）以降は有害捕獲が増加し、捕獲総数は増加の一途たどっている。この捕獲数の増加を反映して農業被害額が抑えられていると考えられてきたが、2014年度（平成26年度）に牧草被害が顕在化して被害額はおよそ4倍の報告となった（図10）。広大な牧草地域ではこれまで食害が目立たなかったことやかかる費用の面から侵入防止柵の設置が立ち後れているケースが多いため、今後は侵入防止対策のほか牧草地周辺での効率的で安全な捕獲も積極的に進める必要があろう。現在、対策支援センターではそのためのICT利用の大型囲いわな捕獲やわなへの誘引方法を課題とした実証事業に着手している。

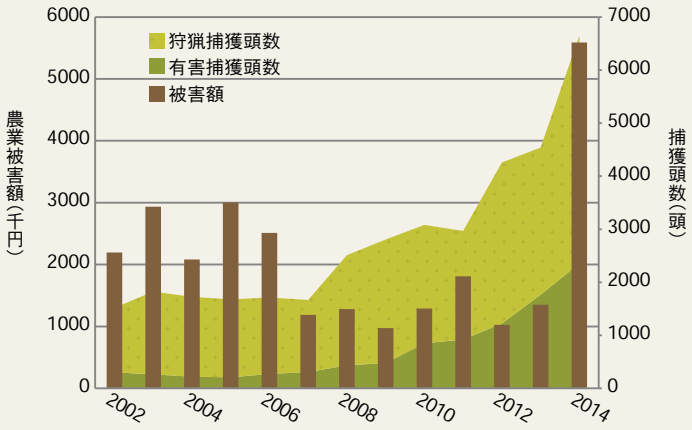

図10 群馬県におけるニホンジカによる農業被害と捕獲頭数の推移

イノシシの捕獲については2007年度（平成19年度）までは3000頭前後を推移し、狩猟と有害捕獲

の割合はほぼ同じであった。2007年度(平成19年度)以降、狩猟、有害捕獲ともに増えてきていたが占める割合は有害捕獲が半数を超えるようになっている(図11)。

いずれも有害捕獲数が増加傾向にある。これは増加した農地周辺の出没に対応して市町村が捕獲の強化として、わなの設置数の増加に努めたためである。これに呼応するように実施隊の活動も活発化している。

また、狩猟による捕獲数の増加は出猟回数の増加に伴うものであるが、その要因は不明である。

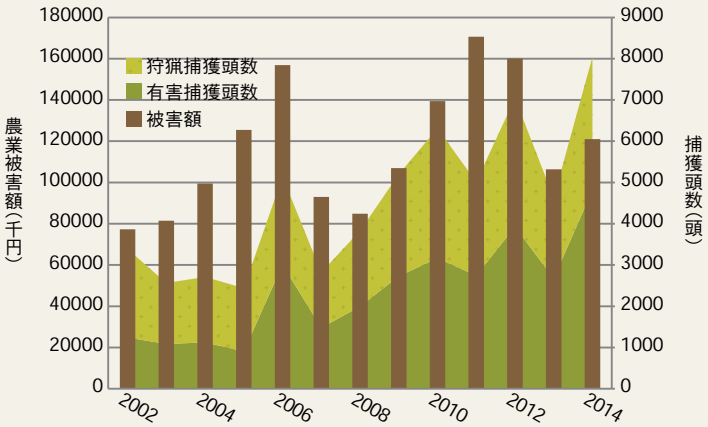

図11 群馬県におけるイノシシによる農業被害額と捕獲頭数の推移

(2)捕獲方法

捕獲方法(2013年度(平成25年度)調べ)は、シカの場合、有害捕獲においては銃器が15%、わなによるものが85%、狩猟では銃器が81%、わなが19%であった。イノシシの場合では、有害捕獲は銃器が5%、わなが86%、不明9%であり、狩猟では銃器が60%、わな40%であった。

(3)捕獲の担い手

本県の捕獲の中心となっているのは狩猟者と各市町村で編成された有害鳥獣捕獲隊(以下、捕獲隊と)及び鳥獣被害防止特措法に規定する鳥獣被害対策実施隊(以下、実施隊)である。

狩猟登録者のピークは1970年度(昭和45年度)1万8947名であり、県内者は8514名45%であった。2014年度(平成26年度)狩猟登録者は3463名であり、ピーク時の18%と激減した(図12)。うち県内者が2536名73%を占めている。種別の狩猟登録者割合では1970年度(昭和45年度)、第一種は94%、わな(網)が0.4%であったが、2014年度(平成26年度)では第一種が74%、わな・網が24%となっており、装薬銃による狩猟は減少し、わなによるものが4分の1ほどまでに増加してきた。

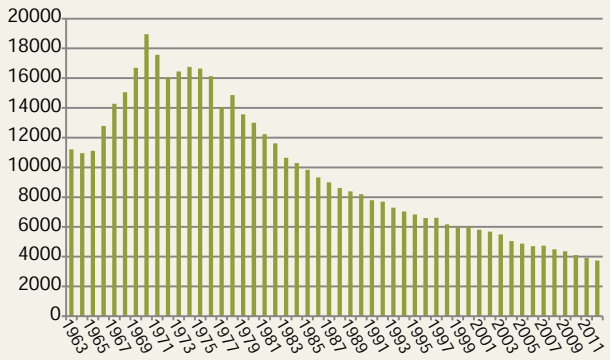

図12 狩猟登録者数(群馬県)

有害鳥獣捕獲を担う捕獲隊は35市町村のうち33市町村で編成され、112隊、1620人が従事している。また、実施隊は22市町村で設置されており、1223名が従事している。実施隊員のうち猟友会員は1159名である(2015年(平成27年)4月現在)。なお、認定鳥獣捕獲等事業者は1社である。

狩猟登録者数が減少の一途をたどる中、県内年齢別狩猟免許交付者数は60歳以上が6割以上を占めるまでになっており、特に第一種狩猟免許所持者はこの傾向が強く、一部ではさらに加速化すると考えられている(図13)。担い手の育成・確保は喫緊の課題である。

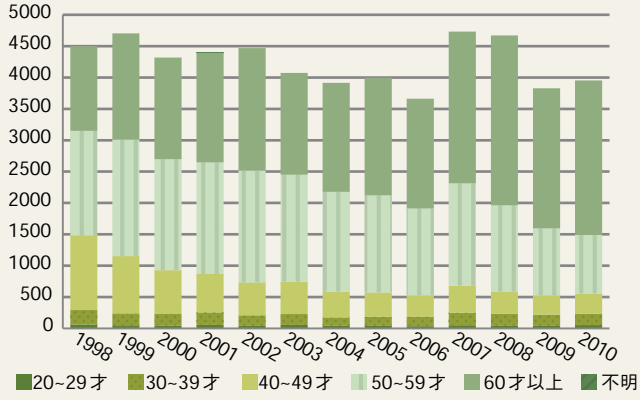

図13 年齢別狩猟免状交付者数(群馬県)

（４）捕獲の推進強化

この様な状況の中、2014年度（平成26年度）、本県では捕獲の強化を図るため「捕れる量の捕獲」から「捕るべき量の捕獲」へ舵を切った。2015年度（平成27年度）には第二種特定鳥獣管理計画を策定し、管理目標の明確化と適切な進行管理を行うこととし、市町村毎に計画的な捕獲を推進している。

これまで、特定鳥獣保護管理計画は森林環境部自然環境課で所管していたが、2014年度（平成26年度）より対策支援センターへ移管し、次のように実効性のある捕獲の推進強化を図ろうとした。①捕獲目標の明確な設定による計画的な捕獲の推進、②市町村との一層の連携強化による地域の実態に応じた捕獲支援、③科学的な効果検証に基づく捕獲の実施。これは前年度における群馬県議会鳥獣害特別委員会からの提言、「野生動物の農林業被害や人身被害等の抜本的解決を図るため、野生動物管理を一元的に推進する行政組織の整備を早急に図ること。」に対応したものでもある。

有害鳥獣捕獲については、対策支援センターと市町村とが協議を重ねながら進めているところであるが、シカの生息密度が高い牧草地周辺や生物多様性保全のための鳥獣保護区においては本県は指定管理鳥獣等捕獲事業等を実施している。また県指定鳥獣保護区の一部を狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ及びイノシシ以外）として設定し捕獲を進めているほか、尾瀬国立公園では国や県が個体数調整を行っている。

捕獲の担い手確保に関しては、引き続いて農業者のわな猟免許取得支援や国有林野内における森林管理署と地元猟友会との協力により円滑なシカ捕獲活動を行っている。

捕獲技術については、狩猟者や捕獲隊、実施隊の技術向上や安全確保のための研修や環境整備に努めている。

３．特定計画

本県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣法）」に基づき、「鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画（本県においては特定鳥獣適正管理計画（以下、適正管理計画）」を定めている（表1、表2）。

市町村は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、特措法）」に基づく「鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下、被害防止計画）」及び「適正管理計画に基づく地域計画（以下、地域計画）」を策定し対策を実施している。

表１　適正管理計画策定状況

			計画期間
鳥獣保護事業計画		第11次事業計画	2012年4月１日～2017年3月31日
適正管理計画	ニホンジカ	第４期計画	2015年5月29日～2020年3月31日
	ニホンザル	第３期計画	2015年5月29日～2017年3月31日
	カモシカ	第２期計画	2015年5月29日～2016年3月31日
	イノシシ	第２期計画	2015年5月29日～2020年3月31日
	ツキノワグマ	第１期計画	2015年5月29日～2017年3月31日
	カワウ	第１期計画	2015年5月29日～2019年3月31日

表２　市町村計画策定状況

①被害防止計画　32市町村策定

前橋市、伊勢崎市、渋川市、吉岡町、榛東村、高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、千代田町、邑楽町

※下線：鳥獣被害対策協議会設置25市町村
※赤色：協議会＋鳥獣被害対策実施隊設置22市町村

②適正管理地域計画

鳥獣種	策定市町村
クマ	桐生市、みどり市（２市）
カモシカ	中之条町、嬬恋村、沼田市（利根町）、片品村、昭和村（５市町村）

※2015年（平成27年）４月30日現在

【対策の実施体制】

1．県組織の体制整備

本県は野生鳥獣被害対策における目標の共有化と計画的実施、継続性を重要視し、県行政組織を中心とした枠組みを構築してきた。その枠組みは2014年度（平成26年度）にほぼ整ったといえる（図14）。

まず、「被害対策本部（以下、本部）」が鳥獣被害対策の中枢として全県的方向付けを行う。本部長は副知事、副本部長は農政部参事（鳥獣被害対策担当）（同年度、新たに置かれたポスト）（以下、鳥獣被害担当参事）。他の本部員は現在本県が取り組むべき対策に関係する部長で構成している。

本部が決定する対策方針に基づき施策の企画立案や効果検証等、効率的な施策の推進を図る組織として「鳥獣被害対策推進会議（以下、県推進会議）」を本部のもとにおいた。会長を鳥獣被害担当参事とし、構成員は関係課長等である。ここには次に示す「地域鳥獣被害対策推進会議（以下、地域推進会議」の会長である農業事務所長も構成員としている。本部、県推進会議の事務局は対策支援センターが務め、運営する。

地域推進会議は地域の実態や課題を県施策に反映させるとともに、県被害対策の周知徹底を図るために県内5つの農業事務所管内に組織した。会長は農業事務所長であるが構成員は県地域機関と市町村のほかに地域の実情に応じた関係者となっている（例えばJA、森林組合、猟友会、森林管理署等）。上述の3組織とも、2014年度（平成26年度）に設置されたものである（図15）。

次に、直接被害対策を担当している組織体制である。環境森林部と農政部で担当している。環境森林部では鳥獣保護管理法を所管し、野生動物行政、狩猟行政を担当している。また、林業被害対策や森林に生息する野生動物に関する調査・研究を行っている。農政部では農業被害

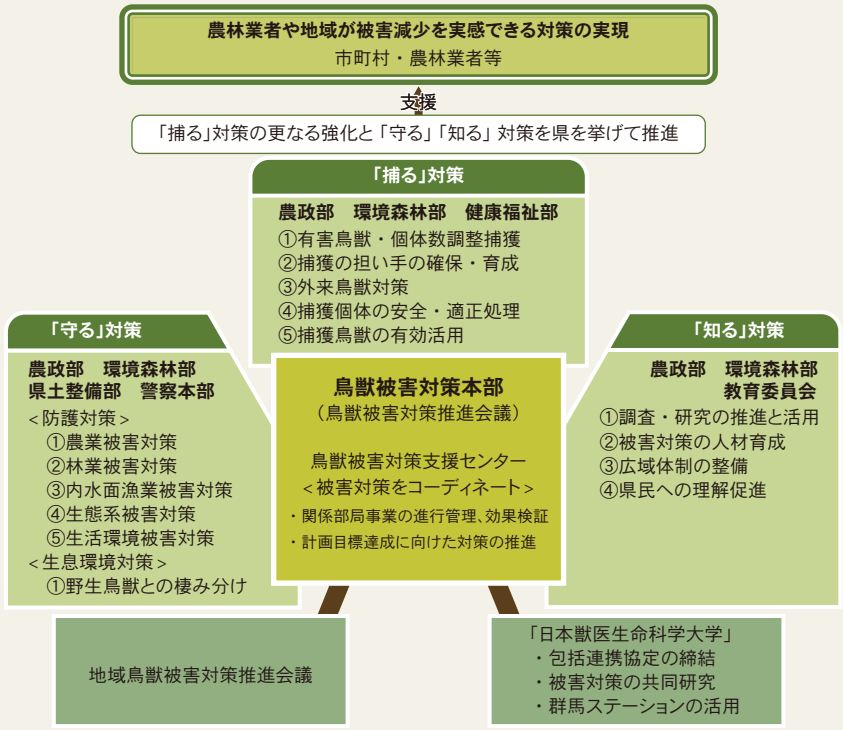

図14　県を挙げた鳥獣被害対策推進の役割

■ 群馬県鳥獣被害対策本部
◇鳥獣被害対策の情報を共有し、野生鳥獣被害対策の方針を決定し、部局を横断した取組を推進

対策本部の体制

本部長　副知事
副本部長　参事（鳥獣被害対策担当）
本部員　農政部長
環境森林部長
健康福祉部長
県土整備部長
県警本部生活安全部長
教育委員会教育次長

〈主な業務〉
・県鳥獣被害対策基本方針の決定
・年度別取組方針の決定
・総合的（部局横断的）な調整

平成27年度開催予定
対策本部会議　11月、3月
推進会議　10月、2～3月

推進会議の体制

会長　参事（鳥獣被害対策担当）
副会長　林政課長、技術支援課長
構成員　衛生食品課長
自然環境課長
蚕糸園芸課長
河川課長
（警）生活安全企画課長
文化財保護課長
各農業事務所長（地域会議会長）
鳥獣被害対策支援センター所長

〈主な業務〉
・基本方針に基づく各種施策の企画立案
・各種施策等の検証
・鳥獣関連情報の収集と共有

■ 地域鳥獣被害対策推進会議
◇農業事務所ごとに設置し、取組方針に基づき、地域機関が連携し被害対策等を推進

地域鳥獣被害対策推進会議の体制

会長　農業事務所長
副会長　環境森林事務所長
構成員　農業事務所、環境森林事務所
土木事務所、保健福祉事務所
市町村、関係団体等

〈主な業務〉
・地域の実態に応じた被害対策の円滑な実施
・地域における鳥獣被害、対策実施状況等の把握
・地域住民への鳥獣被害対策技術の普及、啓発、指導
・その他鳥獣被害対策の推進に必要な事項

図15　群馬県鳥獣被害対策本部と地域鳥獣被害対策推進会議メンバー

対策と内水面漁業(カワウ)被害対策を担当している。対策支援センターは県行政組織上、農政部に属するが環境森林部と農政部との共管組織として位置付けられて鳥獣被害対策の司令塔としての役割を果たしている。鳥獣被害担当参事は鳥獣被害対策を総括する立場である。

配属されている職員は環境森林部林業被害対策担当と農政部カワウ被害対策担当以外は専任である(図16)。なお、関係係長は定期的な打合せを持って、情報や認識の共有に努めている。

このように、本県の被害対策に関する取組は本部(県推進会議を含む)として各部局の役割を明確にしながらの組織横断的取組と地域推進会議として市町村や関係機関との強固な連携野中での対策実施、そして対策支援センターがその司令塔としての役割を果たすという、オール群馬体制の中で進められている。加えて、2009年(平成21年)6月、本県と「野生動物対策推進に関する包括連携協定」(詳細は後述する。)を結んだ日本獣医生命科学大学(以下、日獣医大)の協力も大きな推進力となっている。

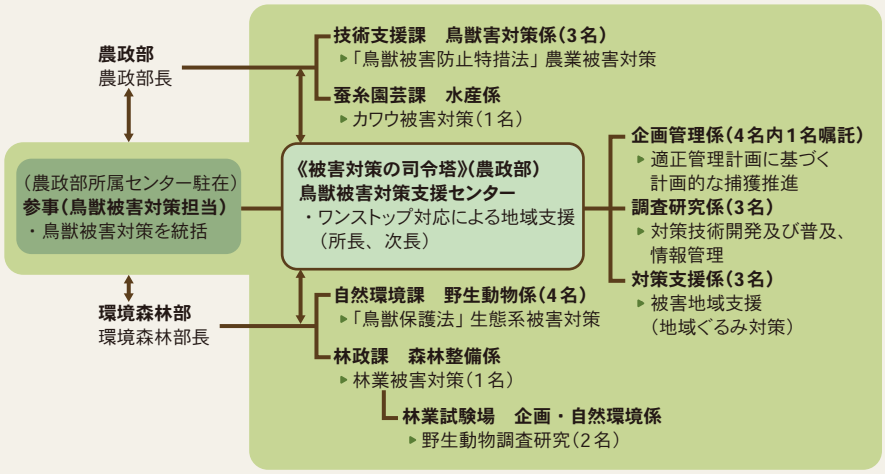

図16　2014年度からの鳥獣被害対策の取組体制(担当人数)

2．鳥獣被害対策支援センター

(1)対策支援センターの概要(図17)

対策支援センターは2010年(平成22年)4月に設立され、県内市町村が取り組む被害対策の支援を行うとともに県関係部局が所管する対策関連事業の調整や効果検証等により、「地域や農林業者が被害減少を実感できる対策の実現」に向けた司令塔としての役割を担っている。

県行政組織規則では群馬県農政部の地域機関であるが、環境森林部との共管施設と位置付けられている。

職員は13名(うち管理職3名)、すべて専任。管理職を除く職員の業種内訳は農業職5名、林業職2名、獣医師1名、事務職1名、野生動物管理員(嘱託)1名である。

各係の主な業務は以下のとおりである。

企画管理係

- 特定鳥獣(ニホンジカ、ニホンザル、ニホンカモシカ、イノシシ、ツキノワグマ、カワウ)適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)の推進
- 被害対策に取り組む人材の育成

調査研究係

- 対策技術の実証試験、被害や出没データ等の収集と提供

対策支援係

- 被害対策に取り組む地域支援、対策手法・技術の普及

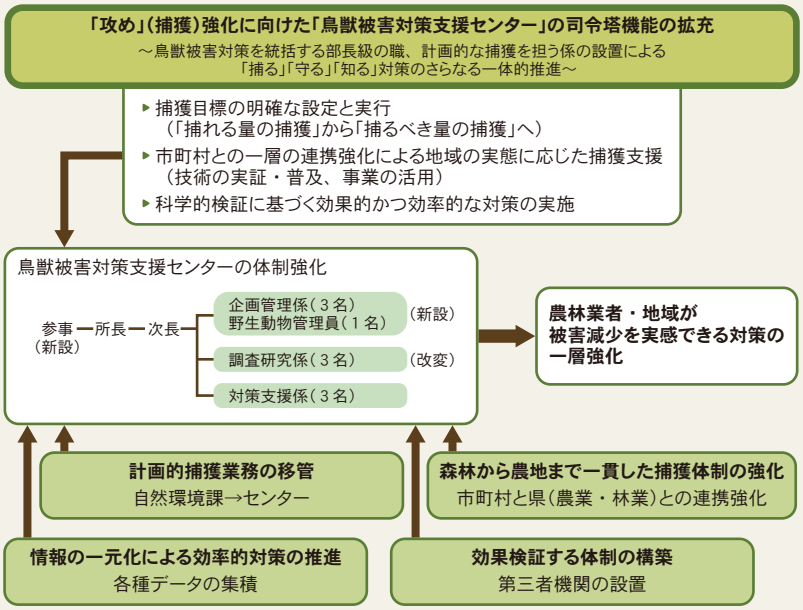

図17　鳥獣被害対策支援センター(2014年～)

（2）対策支援センター実施事業（2015年度（平成27年度））（表３）

現在実施している事業は表3のとおりである。

表３　鳥獣被害対策支援センター 2015年度事業

1 鳥獣害に強い集落づくり支援事業（第二期）	鳥獣害に強い集落をつくるため、住民の合意形成や集落環境調査に基づいた被害対策の支援を行い、その効果を検証する。 ▸実施地区：農林業等被害が深刻な地域、新たに被害が発生または増加が予想される地域、侵入防止柵等の導入を計画している地域等において、各農業事務所、（環境）森林事務所が選定する。（年間15か所） ▸事業期間：５か年（2015 ～ 2019年度、第一期；2010 ～ 2014年度） ▸実施内容：被害状況･集落環境等調査、実証試験ほ場設置、被害対策の実施、研修会･検討会の開催、事業効果の検証等。
2 特定鳥獣保護管理計画推進	深刻な被害を及ぼす鳥獣については、科学的で計画的な保護管理事業を推進する必要があるため、最新の生息及び被害状況等を把握しつつ、被害の防止・軽減を図るため、適切な管理方策を策定管理する。 また、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマ、カワウの生息状況調査を実施する。 ▸適正管理計画（６獣種） ニホンジカ（2015年５月29日～ 2020年３月31日）　イノシシ（2015年５月29日～ 2020年３月31日） カモシカ（2015年５月29日～ 2016年３月31日）　ニホンザル（2015年５月29日～ 2017年３月31日） ツキノワグマ（2015年５月29日～ 2017年３月31日）　カワウ（2015年５月29日～ 2019年３月31日）
3 鳥獣被害広域対策強化事業	ニホンザル、カワウ、ニホンジカのように群れをつくり市町村を越えて広範囲に行動する鳥獣への広域対策技術研究や実施体制づくりを支援する。 ▸実施場所・獣種：利根沼田（ニホンザル）、高崎市（カワウ）、赤城山麓（ニホンジカ） ▸事業期間：３か年（2013 ～ 2015年度） ▸対策内容：ニホンザル（加害個体群の行動把握、出没防止対策の検証等） カワウ（コロニー･ねぐら対策、対策後の拡散状況モニタリング等） ニホンジカ（加害個体群の生息状況･農業被害把握、被害対策の効果検証、広域的捕獲体制の構築等）
4 地域リーダー育成研修	農家や地域住民からなる地域の鳥獣対策を取りまとめる人材を育成する。 ▸対象者：農家、地域住民、JA、市町村職員、県職員等 ▸研修内容：年間７回、地域主体による地域ぐるみの対策を推進するため、鳥獣及び被害対策の基礎を習得する。
5 地域対策指導者育成研修	関係団体や行政職員等で鳥獣害の現場で適切な指導・助言をおこなう人材を育成する。 ▸対象者：JA、市町村職員、県職員等 ▸研修内容：年間６回、地域農林業振興の一環として、鳥獣による農林業被害軽減への取り組みを支援するための知識や技術を習得する。
6 農業後継者研修	農業系高校生等を対象とした鳥獣被害対策について出前講座を開催する。 ▸対象者：農業系高校生、農林大生及び実習担当教諭等 ▸実施回数：８校
7 高度専門技術者育成研修	行政職員等で、各地域の情報を収集し解決法の提案までをおこなう人材を育成する。 ▸対象者：市町村職員、県職員等 ▸実施内容：年間５回、鳥獣被害対策の指導的立場を担うため、広範かつ専門的な知識と技術を習得する。
8 特定鳥獣重点地域対策	特定獣類による農作物被害等が多発している地域及び今後被害の急増が懸念される地域を対象とし、加害獣の出没状況の把握及び地域ぐるみによる被害対策を中心とした総合的な対策を実施し、被害の軽減を図る。 ▸対象地域・獣種：浅間北東麓地域・ニホンジカ、太田市金山・イノシシ ▸調査内容：出没状況調査、被害対策状況調査、捕獲状況 ▸対策方法：誘引物対策、侵入防止柵の適正な設置・維持管理等
9 特定鳥獣対策調査・分析等業務委託	野生鳥獣による農林業被害の軽減を目指し、新たな調査手法、被害対策技術等の研究・開発を行う（業務委託先：日本獣医生命科学大学）。 ▸研究内容：簡易調査に基づくニホンジカ分布状況調査技術の開発 ニホンザルの広域管理技術の開発 外来動物（アライグマ）の早期被害防止対策技術の開発
10 ツキノワグマ等の林内被害地における防除対策事業	ツキノワグマによるスギ・ヒノキへの剥皮被害初期発生地において、被害状況調査及び被害防除資材の効果を検証する。 ▸調査場所：高崎市倉渕 ▸調査内容：剥皮被害状況調査、新たに試作した防除資材等の効果検証
11 【新規】捕獲個体処理対策事業	捕獲の強化に伴い、今後増加が予想される捕獲鳥獣の個体処理を低コストで可能とする手法について検証する。 ▸調査内容：処理効率、経費、労力、処理上の問題等

３．対策支援センターの設立背景と日獣医大との連携

（１）対策支援センター設立以前の県の取組

獣類による被害は1975年代（昭和50年代）後半からサル被害が顕在化し、イノシシ、シカによる被害は1992年（平成4年）頃から急増してきた。その後、カモシカによる高原野菜被害が顕在化し、本県の被害の半数を占めることになった。これら獣種の生息動向に対応すべく、2000年（平成12年）にシカに関する特定鳥獣保護管理計画、2003年度（平成15年度）にサルに関する特定保護管理計画を策定するとともに2004年度（平成16年度）、鳥獣被害対策連絡協議会を設置して、県関係課、関係機関との連携による組織的な被害対策をスタートさせた。2007年度（平成19年度）には鳥獣害対策に特化した係を農政部に設置し、県施策としての鳥獣被害対策に取り組むこととした。

2008年（平成20年）、特措法施行により、県の役割として市町村の取組支援、人材育成等が示されたため、県はまず、地域における被害対策指導者の育成に着手した。県、市町村職員等を対象に年間5～7回の基礎的研修会を開催した。さらに2010年度（平成22年度）には地域指導者育成研修の修了者を対象に専門的知識と技術を有し地域の被害対策に精通した人材の育成を図った。これらの人材育成研修はその後、地域ぐるみの被害対策の手法を普及する上で重要な役割を果たす。また、講師のほとんどは日獣医大が携わっていた。あわせて、農業普及指導員を中心に被害防止対策のための実証試験ほ場設置事業を実施し、農業者に対する侵入防止柵等の設置技術とその効果の普及を図っていった。

しかしながら一方で、県単独で被害対策に対応するにはまだまだ十分なノウハウを持ち合わせていない、荷が重すぎると判断していた。

当時の部内協議資料から一部抜粋し示す。

> 対策を進める上での問題点
>
> ①捕獲の担い手も野生動物管理に関する知識、技術を有する専門職も人材不足。
>
> ②人材育成のための体系的な研修体制がない。
>
> ③効果の高い被害防止技術開発を担う研究組織もなかった。
>
> したがって、県、市町村職員が野生動物の生態を理解し、それに基づき対策にあたれるよう研修機能と生態研究機能を有する研究機関を県内に設置する必要がある。

（２）本県内での日獣医大の活動

日獣医大は2001年（平成13年）、シカ捕獲個体調査を皮切りに、サル、カワウ、イノシシ等の生息状況調査等、本県をフィールドとして行ってきた。

特に、県西部地域におけるサルの群れ管理のための調査は獣医学部野生動物学教室の研究員や学生も参加して現在まで継続されており、本県のサルの群れ管理に大きく貢献している。

また、同大獣医学部准教授であった羽山教授は本県の特定鳥獣保護管理計画の検討委員をはじめ、各種研修会の講師を務めていた。

一方、大学は学内横断組織としての野生動物教育研究機構を設置し、多発する野生動物問題解決やそのための人材育成など、社会要望に応えるべく活動していた。

そこで、本県は日獣医大に被害対策に関する全面的な協力を要望した。

（３）県、大学で結んだ「野生動物対策推進に関する包括連携協定」と対策支援センターの設立

2009年（平成21年）6月、本県と日獣医大との「野生動物対策推進に関する包括連携協定」を結んだ。

この連携協定により、県、市町村職員の専門的研修を通じての人材育成。県民への講習・助言等対策手法の普及。野生動物に係わる共同研究、本県施設を活用した学生研修や実習などに取り組むこととなった（図18）。

県としてはこの協定の締結を、被害対策に関する大学の協力を今後、継続的に得られるものとして捉え、積極的に

進めてきた。あわせて、この連携の実績を積みながら本県被害対策の取組体制整備を進めることも前提として含まれていた。

翌年には同大学のパートナーとして、被害対策現場対応の中心的役割を担いながら、鳥獣被害に取り組む市町村支援を行う対策支援センターを設立させた。対策支援センターの役割は人材育成に加えて、調査と被害対策技術の普及に取り組むことであった。

群馬県と日本獣医生命科学大学との
野生動物対策推進に関する包括連携協定
平成21年6月24日

協力事項
（1）県職員（市町村職員等を含む）の専門的研修に関すること
（2）大学学生の研修・実習に関すること
（3）野生動物に係わる共同研究に関すること
（4）県立農林大学校及び県内高等学校との連携に関すること
（5）県民への講習・指導・助言に関すること
（6）その他、目的達成に必要な事項に関すること

図18　群馬県と日獣医大との連携協定協力事項

（4）連携の実績

日獣医大との連携は本県の被害対策にとって大きな影響を与えた。それは被害対策に係わる人々、地域住民、市町村や県職員（幹部から担当職員まで）、各議会議員、関係団体等が被害対策は誰がどの様にやるものなのかを同じように知り得たからである。同大学の講師によって繰り返し行われた研修会や現地検討会、各種計画への助言など一過性でない協力体制の成果である。

また、同大 野生動物教育研究機構の野外活動拠点である群馬ステーションが対策支援センターに併設されたことは、大学と県との距離感を一層縮め、対策現場の対応や照会事項の回答などの迅速化が進んだだけでなく、共同研究を通じた時間と課題の共有が対策支援センター職員の資質向上の一助となっている。

連携の実績等については図19に示した。

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">第1期</th><th colspan="3">第2期</th><th>第3期</th></tr>
<tr><th>2009年</th><th>2010年</th><th>2011年</th><th>2012年</th><th>2013年</th><th>2014年</th><th>2015年～2017年（計画）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">体制推進</td><td>体制整備</td><td>協定締結
▸野生動物対策推進
▸日獣医大と農林大との連携</td><td>鳥獣被害対策支援センター設置（1係5名）</td><td></td><td>日獣医大野生動物教育研究機構群馬ステーション設置
→大学拠点整備</td><td>鳥獣センター充実（2係8人）
→現場対応力強化</td><td>▸県基本方針策定
▸県対策本部設置
▸鳥獣センター充実（3係12名）
→機能集約・強化</td><td>▸野生動物対策科学評価委員会の設置
▸特定鳥獣適正管理計画に係る検討体制の強化</td></tr>
<tr><td>県</td><td></td><td colspan="5">鳥獣害に強い集落づくり支援事業（第1期：65地区）等</td><td>鳥獣害に強い集落づくり支援事業（第2期）等</td></tr>
<tr><td>大学</td><td colspan="7">対策推進に係る指導・助言（集落対策、サル群れ管理対策等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">共同研究（業務委託）</td><td colspan="2">緊急ニホンザル等生息・被害状況調査委託（2009年・2010年）</td><td colspan="3">①新たなニホンザル群れ管理技術の開発
②里グマの出没メカニズムの解明【重点】
③大型野生動物の農地侵入行動の解明
④カモシカ等による被害発生メカニズムの解明【重点】
⑤外来動物の生態的特性に応じた効率的捕獲技術の開発
⑥鳥獣情報GIS活用技術の開発</td><td>①簡易調査に基づくニホンジカ分布状況調査技術の開発【重点】
②ニホンザル広域管理技術の開発
③外来動物（アライグマ）の早期被害防止対策技術の開発</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人材育成</td><td>県</td><td colspan="5">鳥獣被害対策指導者実技研修（2008年～）、鳥獣被害対策基礎研修（2011年～）
後継者育成研修（2012年～）、高度専門技術者研修（2014年～）</td><td>研修体系に基づく体系的な人材育成</td></tr>
<tr><td>大学</td><td colspan="5">講師派遣による支援</td><td>研修体系構築支援
講師派遣による支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他連携</td><td colspan="7">大学学生によるフィールド実習（2009年～）、大大連携・高大連携（野生動物に関する講義等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">成果</td><td colspan="2">▸地域ぐるみの対策手法の統一
▸野生動物管理技術の普及
▸県、市町村職員の対策技術向上</td><td colspan="3">▸地域ぐるみの対策手法の普及、定着
▸重点地域での対策実施による被害軽減、対策手法の普及
▸H25全国知事会、第6回先進政策創造会議において「大学との連携による鳥獣被害対策」が優秀政策に選定</td><td rowspan="2">【今後見込まれる成果】
▸今後想定される被害拡大に対応する対策技術の開発
▸効果検証や外部評価に基づく効果的な対策や野生動物の適正管理
▸被害対策を総合的にマネージメントできる専門技術者の創出</td></tr>
<tr><td colspan="2">課題</td><td colspan="2">▸被害深刻化地域への重点支援
▸広域対策の体制構築
▸広域被害等多様な被害に対応可能な指導者の育成</td><td colspan="3">▸効率的な捕獲による個体数管理、広域的管理技術の確立
▸新たに拡大した被害地支援
▸科学的評価、知見に基づく被害対策の推進
▸専門技術者の体系的な育成</td></tr>
</table>

図19　県と日獣医大との連携実績について

連携協定期間は3年である。これまで2009 ～ 2011年度（平成21 ～ 23年度）を第I期、2012 ～ 2014年度（平成24 ～ 26年度）を第Ⅱ期とし、現在は2015 ～ 2017年度（平成27 ～ 29年度）までの第Ⅲ期に当たる。

第I期は、地域ぐるみの被害対策手法の普及、緊急ニホンザル等生息・被害調査、地域指導者育成が中心であった。県内、地域ぐるみの対策手法の統一や県、市町村職員の地域被害対策指導者としての技術の向上が図られた。

第Ⅱ期には、サル、クマ、カモシカ、外来生物に関する共同研究が本格化した。大学には動物の動向を中心に研究を委託し、県では被害状況の把握と対策の実証に努めた。この成果は被害が深刻となっていた、高原野菜生産地でのカモシカ、シカ等の被害対策や果樹園におけるクマ対策、さらにはサルの群れ管理技術の普及に結びついている。前述した同大学野外研究活動の拠点としての野生動物教育研究機構群馬ステーションが設置されたのもこの時である。また、体系的人材育成プログラム策定や適正管理計画検討委員会等の見直しと科学評価委員会設置についても大学の助言・協力を得られたことは県の取組体制整備を進めるに当たって非常に大きな推進力となった。

現在、第Ⅲ期を迎えている。これまでの取組から得られた課題に沿って、今後想定される外来生物等、新たな被害発生に対する対策技術の開発や対策効果の科学的な検証と外部評価に基づく野生動物管理、被害対策を総合的マネージメントする専門技術者の育成等、引き続き連携・協力を行っていく。

また、大学と県、市町村間での人材の交流も視野に入れている。

（５）対策支援センターの組織・機能拡充

設置当初の対策支援センターの具体的な取組は次のとおりであった。

①地域ぐるみの被害対策に向けて被害防止手法や技術の普及

②被害対策指導者となる県・市町村・JA職員に対する研修

③被害の深刻な地域における調査、情報収集

対策支援センターでは、設立以来、鳥獣害に強い集落づくり支援事業の推進を柱とし、特定の獣類による被害対策や対策指導者の育成に取り組んできた。

しかし、群れで広範囲に行動する鳥獣の被害が急速に拡大しており、また、専門的技術者の育成も急務であることから、2013年度（平成25年度）に新たな係を設置し、被害対策技術研究及び体系的人材育成に取り組むとともに地域ぐるみの被害対策のさらなる強化を図った。

更に、捕獲の推進による被害対策強化のため、2014年度（平成26年度）から自然環境課の業務の一部（特定鳥獣適正管理計画の策定・推進）を対策支援センターに移管し、同時に体制強化を図った。（8名→13名）

また、当対策支援センターは設立以来、2009年（平成21年）に締結した本県と日獣医大との野生動物対策推進に関する包括連携協定に基づいて、同大学と共同研究等に取り組み、業務を遂行している。なお、野外調査活動の拠点として「同大学 野生動物教育研究機構群馬ステーション」が2012年（平成24年）7月、対策支援センターに併設されている。

2009年（平成21年）　6月　日獣医大と野生動物対策包括連携協定締結

2011年（平成23年）　4月　鳥獣被害対策支援センター設立
（所長、対策支援係4名、計5名）

2012年（平成24年）　7月　日獣医大　野生動物教育研究機構群馬ステーション開設

2013年（平成25年）　4月　組織拡充　企画研究係を新設
（所長、次長、企画研究係3名、対策支援係3名、計8名）

2014年（平成26年）　4月　組織拡充　企画研究係を企画管理と調査研究係に拡大分割
（参事、所長、次長、企画管理係3名、調査研究係3名、対策支援係3名、野生動物管理員1名、計13名）

【これまで対策支援センターが果たしてきた役割】

1．人材育成　～土づくり～

本県は長年かけて、被害対策の地域指導者となる人材の育成を手がけてきた。鳥獣被害防止特措法が施行された2008年（平成20年）から、年間5～7回の研修会を開催してきた。対象は県、市町村、関係団体の職員等である。

人材育成開始時は人材育成ステップ1として野生動物の生態や被害対策の基礎的知識・技術を学ぶ基礎研修であった。対策支援センターが設立された2010年度（平成22年度）からは同センターが体系的な人材育成を念頭にステップ2として基礎研修に加えて基礎研修終了者を対象に地域の実状に応じた対策技術の習得を目的とした対策指導者実技研修を開催した（図20）。研修カリキュラムの1例を表4に示した。1講習会には60名前後の受講者があった。さらに2012年度（平成24年度）から農業後継者である県内農業関係高校や県立農林大学校の生徒、学生のための特別講義も行っている。

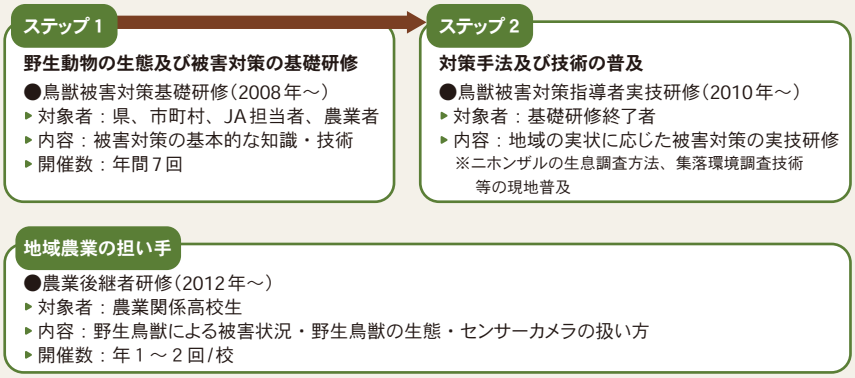

図20　被害対策指導者の育成

これまで対策支援センターが行ってきた人材育成の大きな特徴は「研修会」と「鳥獣害に強い集落づくり支援事業（詳細は後述する）」のリンク、「知識」と「実践」による人材育成である。「研修会」で習得した知識、技術を「地域ぐるみの被害対策」に応用するとともに、「地域ぐるみの被害対策」で生じた課題を「研修課題」として反映させ、解決の糸口を共有する。このことによって、受講者、対策指導者としての資質向上と自覚を確かなものとしてきたと考える。また同時に、市町村間の対応レベルの差も解消しつつ、後の市町村間を結ぶ広域連携へと繋がるものと期待できる。

表4　2010年度鳥獣害防止対策指導者育成研修カリキュラム

回	科目	内容	講師
第1回研修会	野生鳥獣の生態と被害対策の基礎知識	▸関係法令の基礎知識 ▸ワイルドライフマネジメントの基礎と実際 ▸野生生物の生態と被害対策	日本獣医生命科学大学 環境森林部自然環境課
第2回研修会	ハクビシン・アライグマ対策	▸生態と被害防止対策 ▸富岡式電気柵設置	日本獣医生命科学大学 富岡地区農業指導センター 鳥獣被害対策支援センター
第3回研修会	被害防除技術	▸鳥獣被害防止用資材について ▸侵入防止柵の設置実習	日亜鋼業株式会社 鳥獣被害対策支援センター
第4回研修会	サル被害対策	▸ニホンザルの生態等 ▸ラジオテレメトリを用いた行動域調査方法 ▸追い払い技術 ▸センサーカメラの使用方法	日本獣医生命科学大学 鳥獣被害対策支援センター
第5回研修会	捕獲技術と手法	▸知識試験に関する講習及び鳥獣の判別 ▸猟具の架設 （わな猟免許取得講習会への参加）	（財）自然環境研究センター 自然環境課 鳥獣被害対策支援センター
第6回研修会	ニホンジカの生態と被害対策	▸ニホンジカの生態 ▸農林業被害の実態と被害対策	野生動物保護管理事務所
第7回研修会	集落環境調査・合意形成	▸集落環境診断と合意形成について	日本獣医生命科学大学

2．被害対策手法・技術の普及　～種まき～

対策支援センターでは2010年（平成22年）の設立以来、一貫して地域ぐるみの被害対策を進めるため、「鳥獣害に強い集落づくり支援事業」に取り組んできた（図21）。

事業執行は対策支援センターだけでなく、むしろ県の地域機関である農業事務所が中心となって担ってきた。農業事務所は県内5事務所あるが1事務所あたり1年間2～3地区の支援事業に取り組んできた。第一期5年間で50地区、今年度からの第二期は現在新規7地区が実施している。

なぜ、対策支援センターが直接執行せずに地域機関が行うのか?

その理由の一つは被害情報が一番先に伝えられるのは毎日現場に足を運んでいる普及指導員らであるから。かつ、地域ぐるみの被害対策の手法はまさしく、農業普及指導で長い間実践し、積み上げてきた手法そのものであるから。

対策支援センターは普及指導員が鳥獣被害に直面して、まずどう対応すべきか?対策に向けて何から始めるのかを研修で繰り返し周知してきた。普及指導員たちが野生動物や被害対策の基本を一度身につけてしまえば、その対応は地域の実情に合わせ的確に迅速に行われるものであった。また、市町村職員も同様の研修を受講してきたため、意思の疎通はしっかりとできていた。

もう一つの理由は、鳥獣被害対策は地域課題の一つとして捉えているからである。被害農業者だけの問題でなく、将来も含めた地域社会に係わる問題として捉えるべきと考えているからである。

対策支援センターが直接、地域機関や市町村を越えた、いわゆる頭越しの事業実施を行うならば、いずれ、対策支援センター任せの被害対策にとどまってしまうことが懸念された。確かに、事業開始当初は、「センターだけで行う方が動きやすく、早い。」「被害対策って私たちの領分ではない。そのためにセンターができたんだろう。」という声も聞かれた。そこを粘って、地域、市町村、県地域機関が連携した「地域ぐるみ」を押し通した。

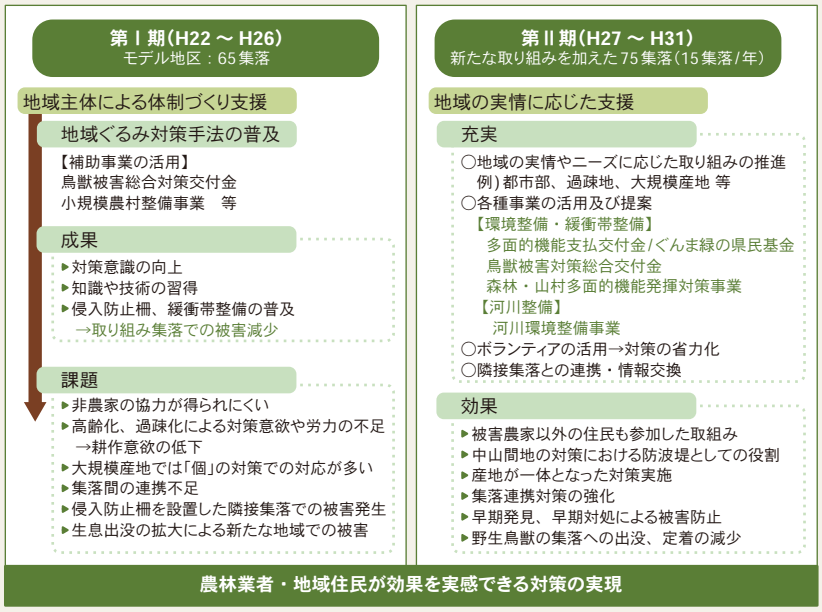

図21　鳥獣害に強い集落づくり支援事業の充実について

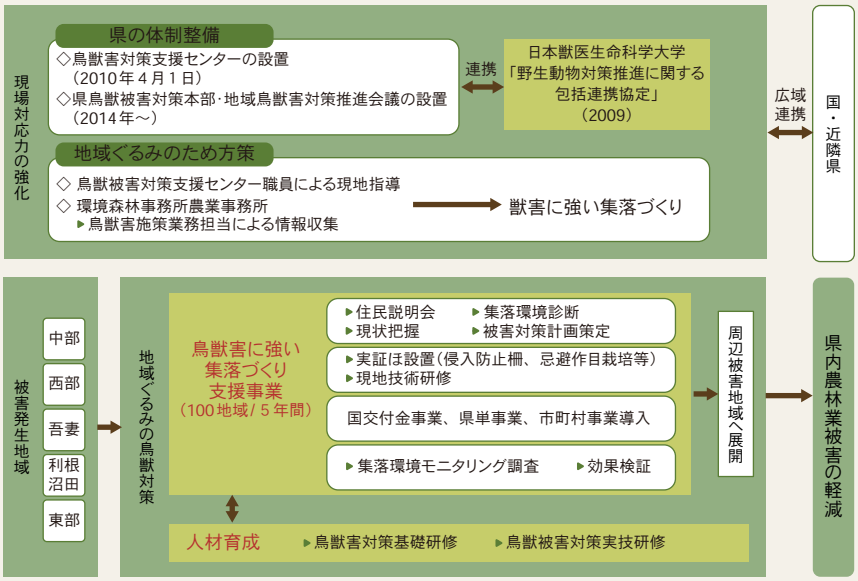

図22　群馬県における鳥獣被害対策の進め方(2014年～)

その結果、県内各地域に「地域ぐるみの被害対策」が浸透し、本事業に依らない自発的な取り組みも見られるようになった。

対策支援センターは地域ぐるみの対策手法を「鳥獣害に強い集落づくり支援事業」として種まきしてきたと言えよう。そこでは対策支援センターがきめ細かく地域に密着しながら市町村、県地域機関と一緒に取り組んできた。時に先になって地域の力を強く引き出し、時に後にまわって支えることで、信頼関係が築かれていった(図22)。

【対策支援センターの今後の取組】

1．専門性を有し地域に精通した被害対策指導者及び職能的捕獲者の育成

人材育成の体系化は既にスタートは切られているが、専門的知識・技術を有する人材の育成が急務である。対策支援センターの職員も含め県域の視点から被害対策をマネージメントできる人材が不足していることは否めない。また、職能的捕獲技術者の育成・確保も喫緊の課題である。そのためには大学や専修学校等の教育機関、関係団体、自治体等と検討・協議についても対策支援センターが積極的に係わる必要があると思われる(図23)。

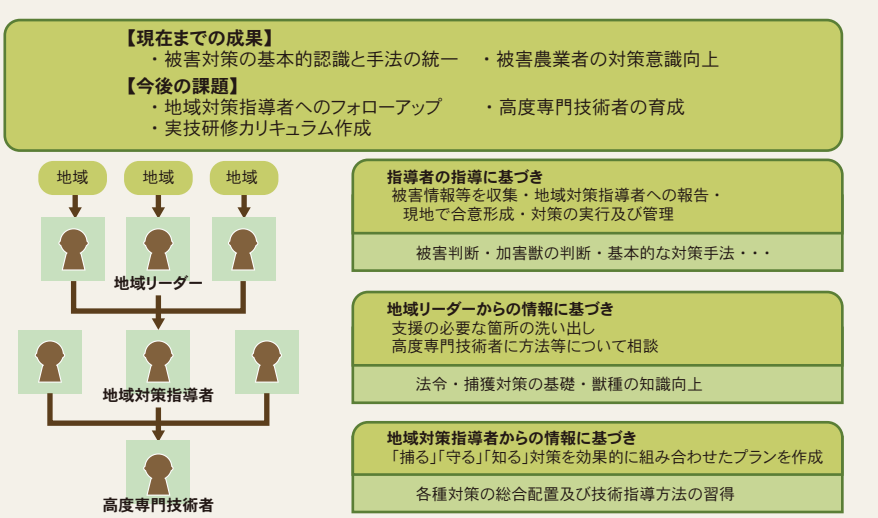

図23　「高度専門技術者」「地域対策指導者」「地域リーダー」による体系的な人材育成

2．広域かつ行政横断型野生動物管理システムの構築

対策支援センターは前項のとおり、本県における地域ぐるみの対策手法と技術の普及に大きな役割を果たしてきた。今後はまず、播いてきた種を大きく育てること、個々の集落対策から広域対策へ結びつける役割を担うことである。特に特定鳥獣の適正管理を担った今は、既に行われている「知る」対策としての情報の共有のみならず、「守る」、「捕る」対策の広域的かつ多面的な管理システムの構築に向けてセンター機能をいかに発揮するかが期待される。

3．森林施業と野生動物の適正管理

本県における鳥獣被害対策の短期目標は「野生鳥獣を出没させない・定着させない」ために、「鳥獣害に強い集落づくり」の実施や農林業における被害軽減のための捕獲強化、「守る」「捕る」「知る」対策を地域の実情に応じ総合的、計画的に実施している。今後、長期目標としている、野生鳥獣との「棲み分け」に向けて、森林整備などの生息環境整備や野生鳥獣の適正な生息密度の実現に必要な資料収集や体制整備等の検討に関して第1歩を踏み出す必要がある。

4．人口減少地域における集落ぐるみ対策と住宅地での生活・人身被害対策

人口減少は本県においても大きな問題となっている。そのような状況下では、集落ぐるみでの被害対策が危ぶまれており、また、近年の住宅地に出没する野生動物対策も急がなければならない。従来の対策の枠組みでは対処しきれない事例の発生が懸念されている。対策支援センターはすでに、第Ⅱ期「鳥獣害に強い集落づくり支援事業」の中で「地域の実情やニーズに応じた取組の推進」として取り上げているので、これまでの取組以上の成果が望まれている。

【まとめ】

群馬県には鳥獣被害対策の中核的役割を果たす鳥獣被害対策支援センターがある。県行政組織上は農政部に属すが、野生動物や森林を所管する環境森林部との共管施設として位置付けられている。3係10名の職員が技術普及、人材育成、情報整理等に東奔西走する毎日である。

本県は2007年度(平成19年度)から鳥獣被害対策を県政の重点課題にあげ、本腰を入れてきた。まず、被害対策

技術の普及と地域における指導者育成を目的に県・市町村・関係団体職員を対象に研修会を重ねた。2009年（平成21年）には、これまで本県の野生動物を調査研究してきた日獣医大と「野生動物対策推進に関する包括連携協定」を締結し、科学的根拠に基づいた対策の推進を図った。翌2010年（平成22年）、同大学との連携と現場対応力の強化のために対策支援センターを設立し、市町村、関係団体とともに地域ぐるみの被害対策に本格着手した。これを契機に対策手法、技術が県内に広く周知され、あわせて各地域に被害対策の核となる人材も育っていった。

対策支援センターは組織拡充を経た後、現在では集落、市町村及び県域を越える広域対策や高度な専門技術の育成を含む体系的人材育成、さらに第二種特定鳥獣管理計画の推進に取り組むとともに県被害対策本部の運営、地域被害対策推進会議への助言など、本県鳥獣被害対策の司令塔としての役割を果たしている。

このように、本県では野生鳥獣被害対策における目標の共有化と計画的実施、継続性を重要視し、対策支援センターに県域マネージメントを担う中核的役割を課した。必要なノウハウと科学的根拠等は大学の研究活動の協力を得て、現場対応は積年の研修により育成してきた人材に託してきた。

今、被害対策に取り組む県の枠組みがほぼ整備され、ようやくオール群馬としての足並みが揃ったと言えよう。しかしながら、個別課題が山積している。対策の手応えはあるものの、地域、農林業者が被害減少を実感するまでには至っていない。対策支援センターへの期待は大きい。